

いちご一会とちぎ国体那須町弁当調製施設選考委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、いちご一会とちぎ国体那須町弁当調製施設選考委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員等に、衛生的で栄養面においても調和のとれた昼食弁当を提供するため、専門的な見地より適正な弁当調製施設を選考する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大会において、いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する弁当調製施設の選考業務に関すること。
- (2) 選考基準に関すること。
- (3) 弁当メニューに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(選考方法)

第4条 弁当調製施設の選考は、別に定める選考基準によるものとする。

(組織)

第5条 委員会は委員長、副委員長及び委員で組織し、委員は別表に掲げる選出区分から実行委員会の会長が委嘱する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 委員会は、大会期間の終了をもって解散とする。

(委員長)

第6条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、委員会の会議において必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務を処理するため、事務局をいちご一会とちぎ国体那須町実行委員会事務局内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、その都度必要に応じて協議する。

附 則

この要綱は、令和3年2月25日から施行する。

別表（第5条関係）

	選出区分
1	那須野農業協同組合那須営農経済センター
2	那須町商工会
3	なすとらん倶楽部
4	栃木県県北健康福祉センター生活衛生課
5	那須町役場保健福祉課
6	那須町役場農林振興課
7	那須町役場観光商工課